

# 隔地駐車場の認定基準の取扱

17 新都建審第 50 号

平成 17 年 7 月 20 日

## 新宿区隔地駐車場の認定基準について

東京都駐車場条例第 18 条第 1 項に基づく認定基準を定め運用することとする。

### 新宿区隔地駐車場の認定基準

#### 第 1（趣旨）

新宿区は、東京都駐車場条例（昭和 33 年 10 月 1 日東京都条例第 77 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定による隔地駐車場の認定の運用にあたり、条例の目的及び主旨を勘案し、本制度を活用するものとする。

#### 第 2（隔地駐車場の認定の対象となる駐車施設）

隔地駐車場の認定の対象となる駐車施設は、第 17 条及び第 17 条の 3 の規定により附置しなければならない駐車施設をいう。

ただし、第 17 条の 5 第 2 項に規定する障害者のための駐車施設については、隔地駐車場の認定の対象とはならない。また、第 17 条の 2 に規定により附置しなければならない荷捌きのための駐車施設についても、隔地駐車場の認定の対象とはならない。

#### 第 3（隔地駐車場の認定の対象となる基準）

隔地駐車場の認定の対象となる基準は、当該建築物の構造又は敷地の位置によりやむを得ないものとして、以下のいずれかに該当するものをいう。なお、 に該当する場合は所轄警察署と、 に該当する場合は道路管理者等と事前相談を行う必要がある。

既存建築物の上階に増築する場合で、既存建築物の構造上駐車場に用途変更することが不可能又は極めて困難である場合

駐車場又は駐車場の出入口の位置が他の法令に抵触して、設置が不可能又は困難である場合  
前面道路の交通規制（歩行者天国等長時間にわたる通行禁止等）のため、自動車の出入りが不能の場合又は前面道路の交通上駐車場を設けることが好ましくない場合

前面道路の歩道の切下げが禁止されている場合

敷地の間口が狭い等により駐車場の出入口又は駐車施設を設置することが極めて困難な場合

#### 第 4（隔地駐車場の基準）

隔地駐車場の基準は、当該建築物の敷地からおおむね 300m 以内の場所に、認定申請者が、認定申請者所有の駐車施設を新設するものを原則とする。ただし、地区の特殊性等によりこれにより難しい場合については、以下のすべての条件を満たす場合には、既存の貸駐車場を貸借りして利用することもやむを得ない。

自走式駐車場及び併用駐車場にあっては、駐車位置を確定させること。

長時間の賃貸借期間を設定すること（二十年以上の契約期間とする）。

既設駐車場に、二以上の建築物の附置義務駐車施設を設ける場合に、それぞれの附置義務台数の合計台数以上の駐車施設を有していること。

#### 附則

本基準は、平成 17 年 7 月 20 日から施行する。